

平成9年以降に公正取引委員会が行った提言のポイント

○電気事業分野における規制緩和と競争政策上の課題(平成9年4月 政府規制等と競争政策に関する研究会)

項目	主な内容
小売供給の自由化の検討について	自家発電事業者を含む新規参入事業者との間の競争を更に促進していくためには、需要家への小売供給を自由化していく方向が考えられる。そのためには、小売託送の制度化が不可欠であり、適正な負担の下に誰でも平等の条件で送電線にアクセスできるようにする必要があると考えられる。さらには、小売段階について完全に自由化し、配電網への平等なアクセスを認めていくことも原理的には可能である。
発電・送電・配電の垂直統合体制の効率性の検証・見直しについて	発電・送電・配電の各段階での規制緩和及び競争条件の整備を推進する中で、そうした施策の効果を確認しつつ、現行の垂直統合体制の効率性についての検証を行うとともに、それを踏まえた見直しが行われることも必要となる。

○電気事業分野における競争政策上の課題(平成11年11月 政府規制等と競争政策に関する研究会)

項目	主な内容
自由化の範囲について	今回の改革の実施による競争の進展の状況、ユニバーサル・サービスの確保、技術的な観点から自由化対象範囲の拡大に伴う系統管理ができることの検証等を踏まえつつ、将来的には全ての需要家に自由化の成果を行き渡らせる観点から自由化対象範囲について検討される必要があると考えられる。
卸電力市場について	自由化範囲の拡大が図られる場合には、併せて、多様な事業者がアクセスすることが可能であり、競争原理が反映される卸電力市場の在り方について検討される必要がある。この点については、小売の自由化に伴いおのずと卸電力の取引市場が形成されていくことも考えられるが、そのような市場が派生的に形成されない場合には、諸外国の電気事業改革の例を参考にしつつ、系統安定技術の状況、公益的課題への悪影響の有無等を検討した上で、プール市場を導入することの是非について検討される必要があると考えられる。
送電部門について	新規参入者と電力会社間の公正な競争条件の確保の観点からは、送電部門の中立性の確保が極めて重要である。今回の制度改革においては送電部門の中立性の確保について電力会社の自主的な対応に委ねることとされている。しかしながら、自由化対象部門の拡大が図られるならば、電力会社と新規参入者との競争がより進展することになり、送電部門の中立性や透明性の確保が一層強く要請されることになると考えられる。

○公益事業分野における規制緩和と競争政策(平成13年1月 政府規制等と競争政策に関する研究会)

項目	主な内容
新規参入を保障する仕組みの導入について	公益事業分野への新規参入を促進していく観点から、有効な競争が行われ得る市場それ自体を構築するための環境整備を行っていくことが重要であり、電気事業分野においては、例えば、現在は大口需要家(特別高圧需要家)に限定されている自由化対象範囲が、今後、高圧需要家に拡大されることも視野に入れ、送電部門の中立性の確保のための方策の検討に加え、新規参入者等が自由に参加できるプール市場の導入について検討していく必要がある。
新規参入者と既存事業者との公正な競争条件の確保等について	新規参入が行われたとしても、既存事業者との公正な競争条件が確保されていなければ、新規参入者と既存事業者との公正かつ自由な競争は期待しがたい。そこで、新規参入者と既存事業者との公正な競争条件を確保するためには、独占部門から自由化部門への内部補助の防止、ネットワーク運営の中立性の確保等、競争基盤の整備を図っていくことが重要である。
市場支配的既存事業者の組織の在り方について	ネットワーク運営部門の中立性を確保していくためには、ファイアーウォール措置を設けることは当然のこととして、これにとどまらず、第三者機関が、ファイアーウォール措置の遵守状況について透明性の高い方法により監視を行い、必要に応じ所要の改善措置を講じていくことが重要であるが、このような手法では、ネットワーク運営部門の中立性の確保について限界があると認められる場合には、例えば、ネットワークの所有権は既存事業者に残すものの、ネットワークの運営は、独立機関に委ねるといったネットワーク運営部門の機能的分離や更に組織的分離などネットワーク運営部門を有する市場支配的既存事業者の組織の在り方それ自体について検討していく必要があると考えられる。

○電気事業分野における競争促進のための環境整備(平成14年6月 政府規制等と競争政策に関する研究会)

項目	主な内容
現行の中央電力協議会による電力融通制度の抜本的見直しについて	自由化範囲が大幅に拡大されることを前提とすれば、現行の電力融通制度を維持することは適当ではなく、その在り方について廃止を含め抜本的に見直す必要がある。
効率的で公正な連系線使用の実現について	現在、電力会社間で行っている電力融通が連系線の相当部分を占める状況にあるため、既存の取引が効率的で公正な連系線の利用を妨げないような措置について検討する必要がある。
電力取引所の創設について	発電分野や小売分野における競争を促進するためには、新規事業者や自家発電設備を保有する事業者等が自由に参加でき、リアルタイム市場、一日前取引、先渡取引等様々な取引が可能な電力のプール市場(電力取引所)を創設することにより、自家発電設備の余剰電力の供給先を拡大するとともに、新規参入者が自家発電設備の余剰電力を容易に調達できるようにする必要がある。
広域的な競争を活発化させるための措置について	電力の効率的な供給等に配慮しつつ、ドイツの託送料金制度、EUの加盟国をまたぐ電力流通への取引等を参考として、現行の振替料金制度を廃止するなど送電サービス利用料金体系の抜本的な見直しを検討する必要がある。
電力会社の電力取引に関する情報面での有利性の解消について	今後も電力会社が系統運用を行う場合、電力取引に関する情報について、送電部門とそれ以外の部門との間の厳格な情報遮断措置と需要者の需要形態、託送を受けるために必要な事項等の情報を新規参入者等と共有するための措置が不可欠である。
系統運用の透明性の確保について	系統運用について、運用ルール・運用状況を公表するなどの措置が不可欠である。また、仮に、系統運用を電力会社が行う場合には、上記の措置のほか、法律により、送電部門と他部門との厳格な会計分離を義務付けるとともに、監査法人の会計監査の対象とする必要があろう。
電力の広域流通の促進について	自由化範囲が大幅に拡大された場合には、電力会社と電力の広域流通との間で利益が相反する状況が生じることは少なくない。また、電力会社間で行っている二社間融通と卸取引が連系線の相当部分を占めている状況にあることから、電力会社の地域ごとの電力ネットワークをつなぐ連系線の拡充・運用等については、新規事業者等を含めた参加者の公平な負担の下に、公正かつ適正に行う仕組みを検討する必要がある。
今後求められる系統運用について	情報遮断・会計分離措置、送電部門に対する規制等を極めて厳格なものにすることで系統運用の中立性・透明性の確保は理論上可能ではあるが、監視等の規制コストは極めて大きくなるなどその実効性が十分確保できない懸念も否定できない。 全面自由化に向けて、電気事業分野において競争が有効に機能するための環境を整備していくためには、系統運用を電力会社から切り離す措置について検討する必要があると考える。
系統運用の中立性確保のための監視機関の設立について	系統運用の中立性確保のための措置の実効性を担保するためには、系統運用に係る規制や、いわゆる系統運用ルールの監視を行う必要があり、これには高度の専門性が必要であることに鑑みれば、例えば米国のFERC(連邦エネルギー規制委員会)のような機関により系統運用に係る規制・監視を行うことも検討する必要があるとあろう。

○電力市場における競争状況と今後の課題について(平成18年6月 公正取引委員会)

項目	主な内容
電力取引所への玉出しの増大について	需要家の選択肢が確保されるためには、供給区域の一般電気事業者以外の小売事業者の電力調達が可能であることが必要である。したがって、一般電気事業者は、売手が既存契約の卸供給先を新電力又は卸電力取引所に変更することを希望する場合は、安定供給に支障が出るなどの正当な理由がない限り、これに応じるなど適切な対応をすることが望まれる。
電力取引所における監視機能の強化について	卸電力取引所においては、指標としての利便性にも配慮した取引データの公開や定量的分析の一層の充実を図ることとしており、卸電力取引所の積極的な取組による取引の公平性、信頼性の向上が期待される。
卸電力取引所の情報公開の拡充について	卸電力取引所では、情報公開の範囲拡大を今後の課題としているものの、取引に対する信頼性を高めていくためには、EU各国の取引所で既に公表されている時間帯ごとの約定価格、量等の情報を公表していくことが望ましい。また、入札カーブの取引参加者への開示は、取引所への信頼度及び予見可能性を高め、取引所の利用の促進にも資するものと考えられることから、今後、卸電力取引所においても、取引会員に対する入札カーブの開示を行うことが望ましいと考えられる。さらに、売買における入札カーブを一般に公表することにより、価格決定及び取引の実態について外部から十分な検証が可能となり、市場の透明性を高めるものと考えられる。
連系線の整備に係る対応策について	卸電力取引所の取引においては、連系線の混雑により、市場分断が生じた際には、エリアを分けて約定処理を行うこととなる。その際、エリア間の値差が生じることとなるが、この値差は卸電力取引所の収入となっている。値差収入をどのように活用するかについては、今後、卸電力取引所内で検討が行われることになっているが、この値差による収益は、本来、混雑費用の性格を有するものであることから、手数料収入と同様に卸電力取引所の運営コストに充当することは不適当であり、混雑している連系線の増強に充て、広域的な電力取引につなげること等に用いられるべきである。
託送料金制度に関する課題について	現在の事前届出制が適切に機能しているか否かについて検証を行い、問題点があれば改善する必要がある。その上で、料金が適正に設定されていることへの信頼性を高めていくために必要と判断される場合には認可制とするとともに、第三者が適正に原価が算定されていることを検証する仕組みを設けることについて、検討を行うことが必要である。
同時同量制度及びインバランス制度の課題について	現行の同時同量達成義務及びインバランス料金制度については、電力市場における競争促進という要請を踏まえつつ、系統の安定性確保という目的達成上合理的なものとなるよう見直しを行うことが適切である。
全面自由化に関する検討に向けての留意すべき事項について	平成19年度から電力市場の全面自由化に関する検討が開始されることになっている。検討に際しては、競争政策の観点からは、特に需要家の利益と競争事業者間のイコールフットINGに留意することが必要である。